

刑務官体験プログラム実施予定表(令和6年度)

管区名 札幌矯正管区

研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望
刑事施設における矯正処遇の実務について	札幌刑務所 及び 札幌刑務支所	① 札幌刑務所 札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号 ② 札幌刑務支所 札幌市東区東苗穂2条1丁目5番2号	5人程度	原則として、「①令和6年7月1日から15日までの期間の連続する2日間」、「②令和7年1月上旬から同年3月中旬の期間の連続する2日間」とし、希望者と調整の上、決定する	当所予定により、受け入れできない場合があることを御了承ください。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・男性の場合は札幌刑務所、女性の場合は札幌刑務支所で実施すること。 ・大学生であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	旭川刑務所	旭川刑務所 旭川市東鷹栖3線20号620番地	3人程度	原則として、①令和6年7月中旬から8月下旬②令和6年12月中旬から令和7年3月中旬(年末年始期間を除く。)までの2日間とし、希望者と調整の上、決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・刑務官採用試験を受験予定であること。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	帯広刑務所	帯広刑務所 帯広市別府町南13線33番地	3人程度	原則として、令和7年1月中旬から同年3月中旬までのうち3日間とし、希望者と調整の上、決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	釧路刑務支所	釧路刑務支所 釧路市宮本2丁目2番5号	3人程度	原則として、令和7年1月中旬から同年3月下旬までの2日間とし、希望者と調整の上、日程を決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	網走刑務所	網走刑務所 網走市字三眺	5人程度	原則として、 ①「令和6年7月下旬から同年8月下旬までの期間の連続する2日間」 ②「令和6年12月上旬から同7年3月上旬までの期間の連続する2日間」とし、希望者と調整の上、日程を決定する。	①当所予定により、受け入れできない場合がある。 ②応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	月形刑務所	月形刑務所 樺戸郡月形町1011番地	5人程度	原則として、①7月中旬から8月下旬、②12月中旬から1月中旬のいずれも2日間以上とし、希望者の都合により調整の上、決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・将来的に、矯正行政、刑事施設での勤務、または関連する職業を希望する見込みがあること。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	函館少年刑務所	函館少年刑務所 函館市金堀町6番11号	3人程度	原則として、7月中旬から8月下旬の2日間とし、希望者と調整の上、日程を決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。